

電気通信設備工事施工管理基準 及び規格値（案）

電気通信設備工事品質管理基準及び規格値は、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）によるものとする。また、以下を補足条項として加える。

（１） 電気通信設備工事共通仕様書 第１編1-1-1-27「施工管理」については、北海道開発局電気通信工事仕様書 第１編1-1-1-27「施工管理」に読み替えるものとする。

（２） 地方整備局については、北海道開発局と読み替えるものとする。